

名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

<平成25年6月・修正案>

名古屋市防災会議

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
1	85	<p>第1節 初動活動体制</p> <p>第1 略</p> <p>第2 動員計画</p> <p>略</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p> <p>略</p>	<p style="text-align: center;">第1章 災害応急対策計画</p> <p>第1節 初動活動体制</p> <p>第1 略</p> <p>第2 動員計画</p> <p>略</p> <p>平常勤務時における伝達系統図</p> <p>略</p>	組織改正に伴う修正
2	88	<p>第3 配備体制下の活動体制</p> <p>略</p> <p>1 準備体制下の活動</p> <p>略</p> <p>(1) 消防局防災部防災室長（防災部主幹）は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達する。</p>	<p>第3 配備体制下の活動体制</p> <p>略</p> <p>1 準備体制下の活動</p> <p>略</p> <p>(1) 消防局防災部災害対策課長（防災部主幹（初動対応））は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象情報を関係各局に伝達する。</p>	組織改正に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収集したときは、すみやかに消防局防災部<u>防災室(情報指令課)</u>に通報する。</p> <p>(3) 配備について本庁各局は、消防局防災部<u>防災室長</u>(防災部主幹)からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 消防局防災部<u>防災室長</u>は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。</p> <p>(6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を消防局防災部<u>防災室長</u>(防災部主幹)に通報する。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 非常配備体制下の活動</p> <p>(1) 第1非常配備</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 本部室員会議の開催時期等 第1非常配備をとったときは、本部室長は、必要に応じて本部室員会議を開催する。本部室員会議は、特別の指示のない限り、東庁舎8階<u>消防局防災部情報整理室</u>において開催する。</p>	<p>(2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収集したときは、すみやかに消防局防災部<u>災害対策課(防災部主幹(初動対応))</u>に通報する。</p> <p>(3) 配備について本庁各局は、消防局防災部<u>災害対策課長</u>(防災部主幹<u>(初動対応)</u>)からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 消防局防災部<u>災害対策課長</u>は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。</p> <p>(6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を消防局防災部<u>災害対策課長</u>(防災部主幹<u>(初動対応)</u>)に通報する。</p> <p>(7) 略</p> <p>2 非常配備体制下の活動</p> <p>(1) 第1非常配備</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア) 本部室員会議の開催時期等 第1非常配備をとったときは、本部室長は、必要に応じて本部室員会議を開催する。本部室員会議は、特別の指示のない限り、東庁舎8階<u>災害対策本部室</u>において開催する。</p>	
3	88	<p>略</p> <p>(2) 第2・第3非常配備</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) その他 災害対策本部室に地図、図表等を掲示し、堤防、</p>	<p>略</p> <p>(2) 第2・第3非常配備</p> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>(ア)、(イ) 略</p> <p>(ウ) その他 災害対策本部室に地図、図表等を掲示し、堤防、</p>	全市移動系の廃局に伴う削除

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		<p>道路の冠水範囲、その他の被災状況を記入しておくものとする。</p> <p><u>なお、防災行政用無線電話（全市移動系）については、必要に応じて防災指令センターにおいて通信統制を実施し、各移動局（陸上移動局）は本部の指示で行動する。</u></p> <p><u>イ 防災行政用無線電話（全市移動系）については、必要に応じて防災指令センターにおいて通信統制を実施し、各移動局（陸上移動局）は本部の指示で行動する。</u></p> <p><u>ウ</u> 本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、庶務部を通じて報道機関等に発表する。</p> <p>略</p>	<p>道路の冠水範囲、その他の被災状況を記入しておくものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>イ</u> 本部において被害状況等を収集しとりまとめたときは、庶務部を通じて報道機関等に発表する。</p> <p>略</p>													
4	89	<p>3 平常業務の取扱い</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務について、各局、室及び区長は所管の部、区本部の業務計画においてあらかじめ定めておく。</p>	<p>3 平常業務の取扱い</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 災害時においても継続を確保すべき必要最小限の市民サービス業務について、各局、室及び区長は所管の部、区本部の業務<u>継続</u>計画<u>及びマニュアル等</u>においてあらかじめ定めておく。</p>	文言整理												
5	93	<p>◎計画表 3-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 防災活動体制</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">非 常 体 制</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td> 1、2 略 3 「伊勢・三河湾」に津波警報（<u>津波又は大津波</u>）が発表されたとき 4～6 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">警戒宣言が発せられたとき</td> </tr> </table> <p>2 配備種別</p>	非 常 体 制	略	1、2 略 3 「伊勢・三河湾」に津波警報（ <u>津波又は大津波</u> ）が発表されたとき 4～6 略			警戒宣言が発せられたとき	<p>◎計画表 3-1-1 防災活動体制及び配備種別について</p> <p>1 防災活動体制</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">非 常 体 制</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">略</td> <td> 1、2 略 3 「伊勢・三河湾」に津波警報又<u>は大津波警報</u>が発表されたとき 4～6 略 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">警戒宣言が発せられたとき</td> </tr> </table> <p>2 配備種別</p>	非 常 体 制	略	1、2 略 3 「伊勢・三河湾」に津波警報 又 <u>は大津波警報</u> が発表されたとき 4～6 略			警戒宣言が発せられたとき	気象庁の発表名 変更に伴う修正
非 常 体 制	略	1、2 略 3 「伊勢・三河湾」に津波警報（ <u>津波又は大津波</u> ）が発表されたとき 4～6 略														
		警戒宣言が発せられたとき														
非 常 体 制	略	1、2 略 3 「伊勢・三河湾」に津波警報 又 <u>は大津波警報</u> が発表されたとき 4～6 略														
		警戒宣言が発せられたとき														

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(津波)</u> が発表されたとき (注6) 3~5 略</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(大津波)</u> が発表されたとき 3~6 略</td> </tr> </table> <p>略</p>	第2非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(津波)</u> が発表されたとき (注6) 3~5 略	第3非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(大津波)</u> が発表されたとき 3~6 略	<p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>第2非常配備</td> <td>1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(削除)</u> が発表されたとき (注6) 3~5 略</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備</td> <td>1 略 2 「伊勢・三河湾」に <u>大津波警報 (削除)</u> が発表されたとき 3~6 略</td> </tr> </table> <p>略</p>	第2非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(削除)</u> が発表されたとき (注6) 3~5 略	第3非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に <u>大津波警報 (削除)</u> が発表されたとき 3~6 略											
第2非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(津波)</u> が発表されたとき (注6) 3~5 略																					
第3非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(大津波)</u> が発表されたとき 3~6 略																					
第2非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に津波警報 <u>(削除)</u> が発表されたとき (注6) 3~5 略																					
第3非常配備	1 略 2 「伊勢・三河湾」に <u>大津波警報 (削除)</u> が発表されたとき 3~6 略																					
6	95	<p>別表 3 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部</p> <table border="1"> <tr> <td>津波予報の種類[□]</td> <td>部[□]</td> <td>区本部[□]</td> </tr> <tr> <td>津波注意報[□]</td> <td>総括部[□]</td> <td>港、南[□]</td> </tr> <tr> <td>津波警報 <u>(津波)</u> [□]</td> <td>総括部、緑政土木部、上下水道部[□]</td> <td>熱田、中川、港、南、緑[□]</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>※ 津波警報 <u>(津波)</u> 発表時の配備種別は、総括部（消防署は港消防署に限る。）及び港区を第2非常配備とし、総括部（消防署は熱田、中川、南及び緑消防署に限る。）、緑政土木部及び上下水道部並びに熱田、中川、南及び緑の各区にあつては第1非常配備とする。</p>	津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]	津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]	津波警報 <u>(津波)</u> [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	熱田、中川、港、南、緑 [□]	<p>別表 3 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部</p> <table border="1"> <tr> <td>津波予報の種類[□]</td> <td>部[□]</td> <td>区本部[□]</td> </tr> <tr> <td>津波注意報[□]</td> <td>総括部[□]</td> <td>港、南[□]</td> </tr> <tr> <td>津波警報 <u>(削除)</u> [□]</td> <td>総括部、緑政土木部、上下水道部[□]</td> <td><u>瑞穂</u>、熱田、中川、港、南、緑[□]</td> </tr> </table> <p>略</p> <p>※ 津波警報 <u>(削除)</u> 発表時の配備種別は、総括部（消防署は港消防署に限る。）及び港区を第2非常配備とし、総括部（消防署は<u>瑞穂</u>、熱田、中川、南及び緑消防署に限る。）、緑政土木部及び上下水道部並びに<u>瑞穂</u>、熱田、中川、南及び緑の各区にあつては第1非常配備とする。</p>	津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]	津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]	津波警報 <u>(削除)</u> [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	<u>瑞穂</u> 、熱田、中川、港、南、緑 [□]	<p>気象庁の発表名変更に伴う修正</p> <p>非常配備種別の変更に伴う修正</p>
津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]																				
津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]																				
津波警報 <u>(津波)</u> [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	熱田、中川、港、南、緑 [□]																				
津波予報の種類 [□]	部 [□]	区本部 [□]																				
津波注意報 [□]	総括部 [□]	港、南 [□]																				
津波警報 <u>(削除)</u> [□]	総括部、緑政土木部、上下水道部 [□]	<u>瑞穂</u> 、熱田、中川、港、南、緑 [□]																				
7	98	<p>◎ 気象関係参考 3-1-1</p> <p>1、2 略</p> <p>3 津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）</p> <p>略</p>	<p>◎ 気象関係参考 3-1-1</p> <p>1、2 略</p> <p>3 津波警報・情報等の種類と発表基準（津波警報等）</p> <p>略</p>	<p>気象庁の発表名変更に伴う修正</p>																		

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>解説</th> <th>発表される津波の高さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合。</td> <td>高いところで3m程度の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。</td> <td>3m、4m、6m、8m又は10m以上。</td> </tr> <tr> <td>予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合。</td> <td>高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。</td> <td>1m、2m。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>0.5m。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。</td> <td>津波の心配はありません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。</td> <td>高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特設の防災対応の必要はありません。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。</td> <td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合。	高いところで3m程度の津波が予想されますので、 厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m又は10m以上。	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合。	高いところで2m程度の津波が予想されますので、 警戒してください。	1m、2m。	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合。	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、 注意してください。	0.5m。	津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配は ありません。		0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配は なく、特設の防災対応の必要はありません。		津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>(削除)</th> <th>発表される値</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合。</td> <td>(削除)</td> <td>5m、10m、10m超</td> <td>巨大</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合。</td> <td>(削除)</td> <td>3m</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合。</td> <td>(削除)</td> <td>1m</td> <td>(表記なし)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">津波予報</td> <td>津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。</td> <td>(削除)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表基準	(削除)	発表される値	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合。	(削除)	5m、10m、10m超	巨大	津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合。	(削除)	3m	高い	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合。	(削除)	1m	(表記なし)	津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	(削除)			0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	(削除)			津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	(削除)			
種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ																																																											
津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートル以上である場合。	高いところで3m程度の津波が予想されますので、 厳重に警戒してください。	3m、4m、6m、8m又は10m以上。																																																											
	予想される津波の高さが高いところで1メートル以上3メートル未満である場合。	高いところで2m程度の津波が予想されますので、 警戒してください。	1m、2m。																																																											
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合。	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、 注意してください。	0.5m。																																																											
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）。	津波の心配は ありません。																																																												
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配は なく、特設の防災対応の必要はありません。																																																												
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分留意してください。																																																												
種類	発表基準	(削除)	発表される値	定性的表現での発表																																																										
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合。	(削除)	5m、10m、10m超	巨大																																																										
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え3メートル以下の場合。	(削除)	3m	高い																																																										
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2メートル以上1メートル以下である場合であって津波による災害のおそれがある場合。	(削除)	1m	(表記なし)																																																										
津波予報	津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	(削除)																																																												
	0.2メートル未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	(削除)																																																												
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）。	(削除)																																																												
	略		略																																																											

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
8	104	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 設置</p> <p>略</p> <p>＝災害対策本部設置基準＝</p> <p>1～5 略</p> <p>6 気象業務法に基づく津波警報 <u>(大津波)</u> が伊勢・三河湾に発表されたとき。</p> <p>略</p>	<p>第3節 災害対策本部の設置及び運営</p> <p>略</p> <p>第1 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>1 設置</p> <p>略</p> <p>＝災害対策本部設置基準＝</p> <p>1～5 略</p> <p>6 気象業務法に基づく <u>大津波警報 (削除)</u> が伊勢・三河湾に発表されたとき。</p> <p>略</p>	気象庁の発表名変更に伴う修正																
9	105	<p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本部幹事会議</p> <p>ア 構成</p> <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副幹事長</td> <td>消防局防災部 <u>防災室長</u></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>連絡員</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p>	幹事長	略	副幹事長	消防局防災部 <u>防災室長</u>	幹事	略	連絡員	略	<p>第2 本部の組織及び運営</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本部室</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 本部幹事会議</p> <p>ア 構成</p> <table border="1"> <tr> <td>幹事長</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>副幹事長</td> <td>消防局防災部 <u>災害対策課長</u></td> </tr> <tr> <td>幹事</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>連絡員</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>略</p>	幹事長	略	副幹事長	消防局防災部 <u>災害対策課長</u>	幹事	略	連絡員	略	組織改正に伴う修正
幹事長	略																			
副幹事長	消防局防災部 <u>防災室長</u>																			
幹事	略																			
連絡員	略																			
幹事長	略																			
副幹事長	消防局防災部 <u>災害対策課長</u>																			
幹事	略																			
連絡員	略																			
10	117	<p>◎別表3-3-1</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>部及び区本部の名称</td> <td>担当局・区</td> <td>部長又は区部長</td> <td>主な任務</td> </tr> </table>	部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区部長	主な任務	<p>◎別表3-3-1</p> <p>略</p> <table border="1"> <tr> <td>部及び区本部の名称</td> <td>担当局・区</td> <td>部長又は区部長</td> <td>主な任務</td> </tr> </table>	部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区部長	主な任務	文言整理								
部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区部長	主な任務																	
部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区部長	主な任務																	

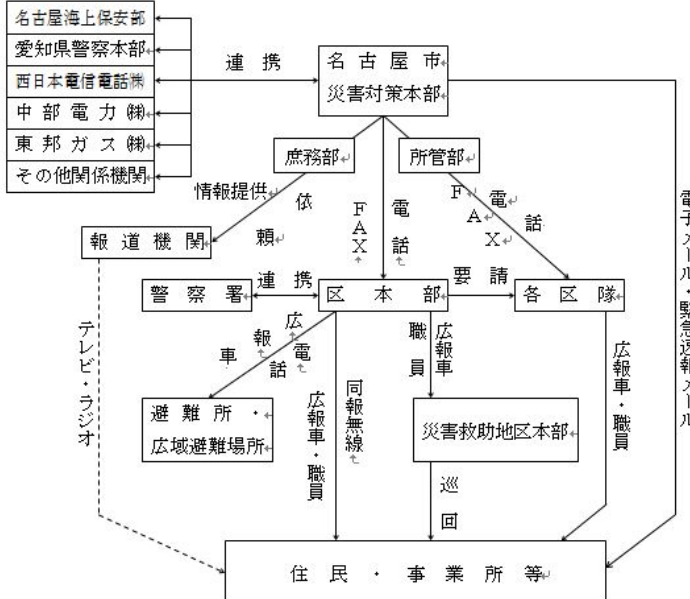
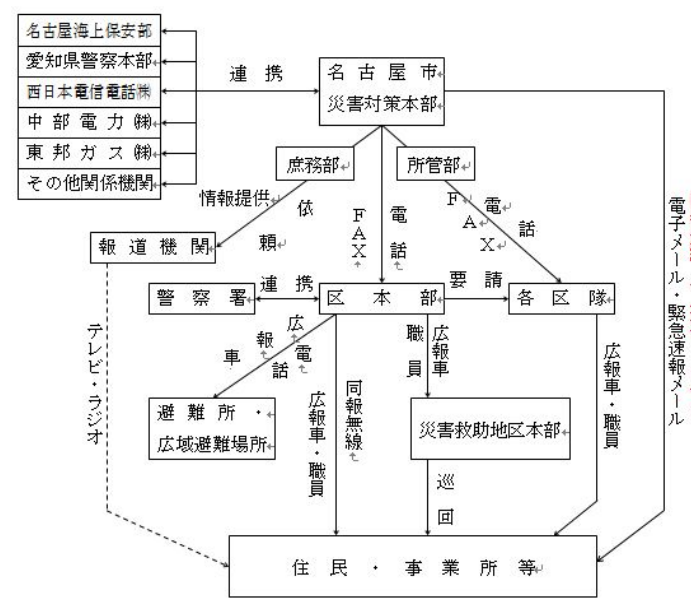
風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考
		市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1、2 略 3 調達物資(生活必需品)の確保、配布に関すること 4～7 略	市民経済部	市民経済局	市民経済局長	1、2 略 3 調達物資(削除)の確保、配布の準備に関すること 4～7 略	
		環境部	略	略	略	環境部	略	略	略	
		健康福祉部	略	略	略	健康福祉部	略	略	略	
		子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資(食品)の確保、配布に関すること 4 略	子ども青少年部	子ども青少年局	子ども青少年局長	1、2 略 3 調達物資(削除)の確保、配布の準備に関すること 4 略	
		略				略				
		部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務	部及び区本部の名称	担当局・区	部長又は区本部長	主な任務	
		住宅都市部	略	略	略	住宅都市部	略	略	略	
		緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1～5 略 6 米穀の集荷及び取扱機関との連絡調整に関すること 7 略	緑政土木部	緑政土木局	緑政土木局長	1～5 略 6 米穀の調達要請及び取扱機関との連絡調整に関すること 7 略	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前				修正後				備考
		学校部	略	略	略	学校部	略	略	略	
		上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1 水道水の供給に関すること 2、3 略	上下水道部	上下水道局	上下水道局長	1 水道水等・工業用水道の供給に関すること 2、3 略	
		略				略				
11	122	<p>第4節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>1、2 略</p> <p>3 防災関係機関に対する非常無線通信の依頼 災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。</p> <p>4 略</p>				<p>第4節 情報連絡活動</p> <p>略</p> <p>第4 通信連絡手段の確保及び活用</p> <p>1、2 略</p> <p>3 防災関係機関に対する非常無線通信の依頼 災害の状況により、市有の無線電話が使用不能となり、他に有効な手段がないときは、<u>東海総合通信局とMCA無線機、簡易無線機又は衛星携帯電話の借り受けについての調整を行う。</u>また、陸上自衛隊等の無線局に非常無線通信を依頼する。</p> <p>4 略</p>				非常通信手段の確保について追記
12	151	<p>第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 災害発生直後の広報事項の伝達系統</p>				<p>第5節 広報・広聴活動</p> <p>略</p> <p>第1 広報活動</p> <p>1 略</p> <p>2 災害発生直後の広報事項の伝達系統</p>				文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		 <p>3 広報の方法 (1)、(2) 略</p> <p>(3) インターネットの活用 略</p> <p>(4) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用 略</p> <p>(5) 緊急速報メールの活用 略</p> <p>(6) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成 略</p>	 <p>3 広報の方法 (1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 市公式ウェブサイトによる広報</u> <u>総括部は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。</u></p> <p>(4) インターネットの活用 略</p> <p>(5) 電子メール（きずなネット防災情報）の活用 略</p> <p>(6) 緊急速報メールの活用 略</p> <p>(7) 臨時広報紙の発行、チラシ等の作成 略</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																				
		(7) 市政PR番組等の利用 略 4 略 略	(8) 市政PR番組等の利用 略 4 略 略																																					
13	157	<p style="text-align: center;">第7節 応援要請</p> <p style="text-align: center;">第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 法令に基づく要請</p> <p>略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">締結団体・機関</th> <th style="width: 50%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td><u>20 大都市災害時相互応援に関する協定</u></td> <td>東京都及び <u>19</u> 政令都市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援に関する覚書</td> <td>略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">上下水道局</td> </tr> <tr> <td><u>18</u> 大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td> <td>東京都及び <u>17</u> 政令都市</td> </tr> <tr> <td>日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	締結団体・機関	所 管 局	略	略	消 防 局	<u>20 大都市災害時相互応援に関する協定</u>	東京都及び <u>19</u> 政令都市	略	略	略	水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局	<u>18</u> 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び <u>17</u> 政令都市	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略	<p style="text-align: center;">第7節 応援要請</p> <p style="text-align: center;">第1 他の地方公共団体等への応援要請</p> <p>略</p> <p>1 応援要請の種類</p> <p>(1) 法令に基づく要請</p> <p>略</p> <p>(2) 協定、覚書に基づく要請</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名 称</th> <th style="width: 25%;">締結団体・機関</th> <th style="width: 50%;">所 管 局</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">消 防 局</td> </tr> <tr> <td><u>21 大都市災害時相互応援に関する協定</u> <u>(大都市協定)</u></td> <td>東京都及び <u>20</u> 政令都市</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>水道災害相互応援に関する覚書</td> <td>略</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">上下水道局</td> </tr> <tr> <td><u>19</u> 大都市水道局災害相互応援に関する覚書</td> <td>東京都及び <u>18</u> 政令都市</td> </tr> <tr> <td>日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	締結団体・機関	所 管 局	略	略	消 防 局	<u>21 大都市災害時相互応援に関する協定</u> <u>(大都市協定)</u>	東京都及び <u>20</u> 政令都市	略	略	略	水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局	<u>19</u> 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び <u>18</u> 政令都市	日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略	熊本市の参入に伴う修正
名 称	締結団体・機関	所 管 局																																						
略	略	消 防 局																																						
<u>20 大都市災害時相互応援に関する協定</u>	東京都及び <u>19</u> 政令都市																																							
略	略	略																																						
水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局																																						
<u>18</u> 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び <u>17</u> 政令都市																																							
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略																																							
名 称	締結団体・機関	所 管 局																																						
略	略	消 防 局																																						
<u>21 大都市災害時相互応援に関する協定</u> <u>(大都市協定)</u>	東京都及び <u>20</u> 政令都市																																							
略	略	略																																						
水道災害相互応援に関する覚書	略	上下水道局																																						
<u>19</u> 大都市水道局災害相互応援に関する覚書	東京都及び <u>18</u> 政令都市																																							
日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	略																																							

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書 略	東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書 略	
14	158		<u>災害時における燃料供給の相互協力に関する覚書</u> <u>横浜市水道局</u>	横浜市水道局との協定締結に伴う修正
15	158	市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。 略 3～4 略	<u>2 応援要請の基準</u> 市長（本部長）は、次に該当すると認められるときは、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の基準に基づき、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。 <u>*災害の規模がきわめて甚大であり、応援が必要と考えられ、かつ、連絡がとれない場合には、他県から応援が派遣される場合がある。</u> 略 3～4 略	防災基本計画の修正に伴う修正
16	159	5 費用の負担区分 略	5 費用の負担区分 略 <u>災害対策基本法に基づく応援要請の流れ</u>	防災基本計画の修正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
			<p>The diagram illustrates the flow of disaster response requests and support. At the top is the National Government (Prime Minister). Below it are other prefectures (知事) and Aichi Prefecture (知事). At the bottom are municipalities (市長), including Nagoya City (市長). Arrows indicate the direction of requests and support: ① (dotted arrow) from other municipalities to Nagoya City; ② (double-headed arrow) between Aichi Prefecture and National Government; ③ (dotted arrow) from Aichi Prefecture to other municipalities; ④ (solid arrow) from prefectures to National Government; ⑤ (dotted arrow) from prefectures to other prefectures.</p>													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th data-bbox="1144 927 1361 959">災害対策基本法</th> <th data-bbox="1480 927 1697 959">要求、要請内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1095 1038 1128 1070">①</td> <td data-bbox="1144 983 1361 1126"> <u>他の市町村長等に対する応援の要求</u> 【第 67 条】 </td> <td data-bbox="1391 967 1771 1142"> ・<u>応援の求め（災害応急対策*¹全般）</u> （<u>応急措置*²以外の災害応急対策業務については、応諾義務なし</u>） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 1222 1128 1254">②</td> <td data-bbox="1144 1150 1361 1326"> <u>都道府県知事に対する応援の要求等</u> 【第 68 条、第 70 条】 </td> <td data-bbox="1391 1166 1771 1310"> ・<u>応援の求め</u> ・<u>災害応急対策実施の要請</u> （<u>県には、応援全般に応諾義務あり</u>） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1095 1350 1128 1382">③</td> <td data-bbox="1144 1334 1361 1398"> <u>都道府県知事の指示等</u> </td> <td data-bbox="1391 1334 1771 1398"> ・<u>応急措置の指示</u> ・<u>災害応急対策（応急措置を</u> </td> </tr> </tbody> </table>		災害対策基本法	要求、要請内容	①	<u>他の市町村長等に対する応援の要求</u> 【第 67 条】	・ <u>応援の求め（災害応急対策*¹全般）</u> （ <u>応急措置*²以外の災害応急対策業務については、応諾義務なし</u> ）	②	<u>都道府県知事に対する応援の要求等</u> 【第 68 条、第 70 条】	・ <u>応援の求め</u> ・ <u>災害応急対策実施の要請</u> （ <u>県には、応援全般に応諾義務あり</u> ）	③	<u>都道府県知事の指示等</u>	・ <u>応急措置の指示</u> ・ <u>災害応急対策（応急措置を</u>	
	災害対策基本法	要求、要請内容														
①	<u>他の市町村長等に対する応援の要求</u> 【第 67 条】	・ <u>応援の求め（災害応急対策*¹全般）</u> （ <u>応急措置*²以外の災害応急対策業務については、応諾義務なし</u> ）														
②	<u>都道府県知事に対する応援の要求等</u> 【第 68 条、第 70 条】	・ <u>応援の求め</u> ・ <u>災害応急対策実施の要請</u> （ <u>県には、応援全般に応諾義務あり</u> ）														
③	<u>都道府県知事の指示等</u>	・ <u>応急措置の指示</u> ・ <u>災害応急対策（応急措置を</u>														

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p><u>【第72条】</u> 除く) 実施の求め</p> <p>④ <u>内閣総理大臣による応援の要求等</u> <u>【第74条の2第1項】</u> <u>【第2項】</u> <u>【第4項】</u></p> <p>⑤ <u>内閣総理大臣による応援の要求等</u> <u>【第74条の2第3項】</u> <u>【第4項】</u></p> <p>・他の都道府県が災害発生県又は市町村に対し応援することを求めるよう求める (法第72条1項、2項、74条の補完)</p> <p>・災害規模がきわめて甚大で、応援が必要であり、かつ、連絡が取れない場合、知事からの要求を待たずに他の都道府県が災害発生県又は市町村に対して応援することを求める</p> <p>※1 <u>災害応急対策（災害対策基本法第50条）</u> <u>被災者の救難、救助その他保護、災害を受けた児童及び生徒の応急の教育、施設及び設備の応急の普及に関する事項</u></p> <p>※2 <u>応急措置（災害対策基本法第62条第1項）</u> <u>消防、水防、救助その他災害の発生の防衛、拡大の防止</u></p>	
17	159	<p>第2 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 連絡幹部等の受入れ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎8階災害対策本部室とする。</p> <p>略</p>	<p>第2 自衛隊に対する派遣要請</p> <p>略</p> <p>1、2 略</p> <p>3 連絡幹部等の受入れ</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 連絡幹部等の受入れ場所は東庁舎 8 階災害対策本部室 <u>及び西庁舎屋上</u>とする。</p> <p>略</p>	受入れ（通信関係）場所追加に伴う修正
18	166	<p>第8節 水防活動</p> <p>略</p>	<p>第8節 水防活動</p> <p>略</p>	文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>第 1、2 略 第 3 通信連絡系統</p> <p>1 略 2 洪水予報の連絡 略 (1) 略 (2) 愛知県知事と気象庁長官が行う洪水予報（新川・天白川・日光川）</p> <p>尾張建設事務所 名古屋地方気象台 → 災害対策(警戒)本部</p> <p>海部建設事務所 名古屋地方気象台 → 災害対策(警戒)本部</p> <p>3、4 略</p>	<p>第 1、2 略 第 3 通信連絡系統</p> <p>1 略 2 洪水予報の連絡 略 (1) 略 (2) 愛知県知事と気象庁長官が行う洪水予報（新川・天白川・日光川）</p> <p><u>〔新川・天白川〕</u> 尾張建設事務所 名古屋地方気象台 → 災害対策(警戒)本部</p> <p><u>〔日光川〕</u> 海部建設事務所 名古屋地方気象台 → 災害対策(警戒)本部</p> <p>3、4 略</p>	
19	168	<p>5 排水調整の連絡 (1)、(2) 略 (3) 日光川 二宮建設事務所 略</p>	<p>5 排水調整の連絡 (1)、(2) 略 (3) 日光川 <u>海部</u>建設事務所 略</p>	誤記修正
20	180	<p>第 9 節 消防活動</p> <p>略</p> <p>第 1 略 第 2 初動体制の確立</p> <p>1 総括部の措置 (1)、(2) 略</p>	<p>第 9 節 消防活動</p> <p>略</p> <p>第 1 略 第 2 初動体制の確立</p> <p>1 総括部の措置 (1)、(2) 略</p>	文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>(3) 情報収集体制の確立 消防本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。 ア、イ 略 <u>ウ 被害状況調査員による調査体制 …… 署所周辺の災害状況</u></p> <p>2 消防隊の措置 (1)、(4) 略 (5) 情報収集体制の確立 消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。 <u>ア 付近被害状況調査員による被害状況調査体制 …… 署所周辺の災害状況</u> <u>イ 情報収集隊による被害状況調査体制…区内一円の災害状況</u> ウ 消防団による被害状況調査体制 …… 学区単位の災害状況 エ 一般住民からの情報収集体制 …… 市民レベルの災害状況</p> <p>3 略</p>	<p>(3) 情報収集体制の確立 消防本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。 ア、イ 略 <u>(削除)</u></p> <p>2 消防隊の措置 (1)、(4) 略 (5) 情報収集体制の確立 消防隊本部室は、次に掲げる情報収集体制の確保及び確立に努める。 <u>(削除)</u> <u>ア 河川等の巡視による被害状況調査体制…災害危険個所の状況</u> <u>イ 消防団による被害状況調査体制 …… 学区単位の災害状況</u> <u>ウ 一般住民からの情報収集体制 …… 市民レベルの災害状況</u></p> <p>3 略</p>	
21	181	<p>第3 情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集 総括部は、発災と同時に通信施設の点検を実施するとともに、水火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報を収集する。収集手段は、東山スカイタワー<u>及び</u>港区役所無線塔に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、署所における高所監視、参集者等あらゆる手段を活用する。</p>	<p>第3 情報の収集</p> <p>1 災害情報の収集 総括部は、発災と同時に通信施設の点検を実施するとともに、水火災、救助等災害応急対策活動に必要な情報を収集する。収集手段は、東山スカイタワー <u>(削除)</u>、港区役所無線塔 <u>及び西区役所無線塔</u>に設置される高所監視カメラ、消防ヘリコプター、119番通報、署所における高所監視、参集者等あらゆる手段を活用する。</p>	増設に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
22	187	<p style="text-align: center;">第10節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難準備情報の発表基準等</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 実施</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 避難準備情報の伝達系統等</p>	<p style="text-align: center;">第10節 避難</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第1 避難準備情報、避難の勧告・指示</p> <p>1 略</p> <p>2 避難準備情報の発表基準等</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 実施</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 避難準備情報の伝達系統等</p>	<p style="text-align: center;">文言整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
23	191	<p>第 2 略</p> <p>第 3 避難所の開設及び管理運営</p> <p>第 4 避難状況等の報告</p> <p>第 5 避難所の解消</p> <p>第 6 警戒区域の設定</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>第 2 略</p> <p>第 3 帰宅困難者対策</p> <p><u>公共交通機関が運行を停止した場合、ターミナル駅周辺において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性が高いことから、市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策に努める。</u></p> <p>第 (削除) 4 避難所の開設及び管理運営</p> <p>第 (削除) 5 避難状況等の報告</p> <p>第 (削除) 6 避難所の解消</p> <p>第 (削除) 7 警戒区域の設定</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
24	194	<p>第 11 節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>風水害等の災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。</p>	<p>第 11 節 医療救護・保健衛生</p> <p>【 医 療 救 護 】</p> <p>風水害等の災害により負傷者等が多数発生し、医療・助産機関の機能が停滞した場合は、被災者に対し迅速、的確に応急的な医療・助産を施し、被災者救護の万全を図る。</p> <p><u>また、避難生活が長期にわたる場合には、時間経過に応じた医療ニーズに応えるため、保健衛生活動と連携・協力しながら、</u></p>	<p>節の全面見直しに伴う文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																			
		<p>第 1 救護班の設置</p> <p><u>健康福祉部長は、</u>災害時における医療・助産救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。</p> <p>1 <u>医療・助産</u>救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>災害発生時は、直ちに次の救護班を<u>設置し、応急救急手当てなどの医療救護活動を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="302 1093 1052 1332"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">編成区分</th> <th rowspan="2">班 数</th> <th colspan="4">班 の 構 成 人 員</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>医 師</th> <th>看 護 保 健 職 員</th> <th>薬 剤 師</th> <th>連 絡 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療救護班</td> <td>保 健 所</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>市立病院</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>助産救護班</td> <td>市立病院</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>救護班には、名古屋市薬剤師会等の協力も得て可能な限り薬剤師を含めるものとする。</u></p>		編成区分	班 数	班 の 構 成 人 員				計	医 師	看 護 保 健 職 員	薬 剤 師	連 絡 員	医療救護班	保 健 所	16	1	2	1	1	5	市立病院	4	1	2	1	1	5	助産救護班	市立病院	3	1	2	1	1	5	<p><u>適切な医療救護を実施する。</u></p> <p>第 1 救護班の編成</p> <p><u>(削除)</u> 災害時における医療・助産・<u>保健</u>救護活動を実施するため、次により救護班を編成する。<u>健康福祉部は、各機関による救護班の編成状況を総括し、調整を行う。</u></p> <p>1 <u>(削除)</u> 救護班の編成</p> <p>(1) 市の機関による救護班</p> <p>災害発生時は、直ちに次の救護班を<u>(削除) 編成する。</u></p> <p><u>ア 病院部は、市立病院で医療救護班及び助産救護班を編成し、傷病者の応急措置や分べんの介助などを行う。医療救護班及び助産救護班の構成は、医師1名、看護職員2名、薬剤師1名、連絡員1名を標準とする。</u></p> <p><u>イ 区本部保健所班は、保健救護班を編成し、傷病者の応急措置などの保健救護活動を行う。保健救護班の構成は、保健師等の職員により編成する。</u></p> <p><u>ウ 健康福祉部は、被害状況により救護班が不足する場合には、中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンターで救護班を編成し、傷病者の応急措置などの救護活動を行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	
	編成区分	班 数				班 の 構 成 人 員					計																												
			医 師	看 護 保 健 職 員	薬 剤 師	連 絡 員																																	
医療救護班	保 健 所	16	1	2	1	1	5																																
	市立病院	4	1	2	1	1	5																																
助産救護班	市立病院	3	1	2	1	1	5																																

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>被害が甚大な場合においては、中央看護専門学校・厚生院・総合リハビリテーションセンターで医療救護班を編成し、応急救急手当などの医療救護活動を行う。</u></p> <p>(2) 他の機関による救護班 本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、<u>市大病院</u>、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会等に対して救護班の<u>設置</u>を要請する。<u>健康福祉部長は、区本部との調整のうえ医療機関や救護所などへ救護班を配置する。</u></p> <p>(3) 応援<u>医療</u>救護班 被害が甚大<u>な</u>場合は、本部長は、<u>日本赤十字社愛知県支部（名古屋第一・第二赤十字病院）及び他都市からの医療救護班の派遣要請を行う。さらに、負傷者等の発生状況に応じて、厚生労働省、自衛隊等に対して、医療救護班の派遣要請を行う。</u></p> <p>略</p> <p>(4) 受け入れる主な医療関係ボランティア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ 歯科医師、歯科衛生士 ・ 精神科医師、精神保健福祉士等 ・ 栄養士 ・ 薬剤師 ・ 柔道整復師 ・ 医薬品等の搬送ボランティア ・ その他 <p>(5) <u>巡回医療救護班</u></p>	<p>(2) 他の機関による救護班 本部長は、災害の規模及び負傷者等の発生状況に応じ、<u>名古屋市立大学病院</u>、名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会等に対して救護班の<u>派遣</u>を要請する。<u>また、本部長は、救護班において薬剤師を必要とする場合には、市薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。</u></p> <p>(3) 応援 <u>(削除)</u> 救護班 被害が甚大<u>であり救護班が不足する</u>場合は、本部長は、<u>愛知県知事及び他都市に対し、応援</u>救護班の派遣要請を行う。<u>(削除)</u></p> <p>略</p> <p>(4) 受け入れる主な医療関係ボランティア <u>健康福祉部は、以下の医療関係ボランティアを受け入れ、救護班等を編成する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 ・ 看護師 ・ 保健師 ・ 歯科医師、歯科衛生士 ・ 精神科医師、精神保健福祉士等 ・ 栄養士 ・ 薬剤師 ・ 柔道整復師 ・ 医薬品等の搬送ボランティア ・ その他 <p><u>(削除)</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>傷病者の状況に応じて、避難所などを巡回する医療救護班、 歯科医療救護班を編成する。</u></p> <p>2 <u>医療及び助産の範囲</u></p> <p>(1) 医療救護班が行う<u>医療の範囲</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>診察</u></p> <p>イ <u>薬剤又は治療材料の支給</u></p> <p>ウ <u>医学的処置及びその他の治療</u></p> <p>エ <u>病院又は診療所への収容</u></p> <p>オ <u>看護</u></p> <p>(2) 助産救護班の行う<u>助産の範囲</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前後の処置</p> <p>ウ <u>薬剤又は治療材料の支給</u></p> <p>エ <u>病院又は診療所への収容</u></p> <p>オ <u>看護</u></p>	<p>2 <u>救護班の業務内容</u></p> <p>(1) 医療救護班が行う<u>業務内容</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>傷病者に対する応急措置</u></p> <p>イ <u>後方医療機関への搬送の可否及び優先順位の決定</u></p> <p>ウ <u>搬送困難な患者、軽症患者等に対する医療</u></p> <p>エ <u>区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整</u> <u>(削除)</u></p> <p>(2) 助産救護班の行う<u>業務内容</u>は、次のとおりとする。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前後の処置</p> <p>ウ <u>助産機関への搬送の可否及び優先順位の決定</u></p> <p>エ <u>区本部及び消防隊・助産機関との連絡調整</u> <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>保健救護班の行う業務内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>傷病者に対する応急措置</u></p> <p>イ <u>被災者の健康管理</u></p> <p>ウ <u>区本部及び消防隊・医療機関との連絡調整</u></p>	
25	195	<p>第2 救護</p> <p>1 救護活動</p> <p>健康福祉部長は、区本部長と密接に連絡をとり、医療・助産の救急救護を要すると認めるときは、市の機関による救護班に出動を命じ、医療機関や救護所等に配置する。被害状況に応じて、市大病院、名古屋市医師会等の救護班や日本赤十字社、他都市等の応援医療救護班を配置する。</p>	<p>第2 救護</p> <p>1 救護活動</p> <p><u>健康福祉部長は、市域全体の救護活動を調整し、区本部保健所班長（保健所長）からの要請に基づき、救護班を配置する。被害状況に応じて、他の機関による救護班や応援救護班を配置する。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	節の全面見直しに伴う文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
		<p>区本部保健所班長（保健所長）は、区内の医療・助産救護活動に関して救護班を指揮する。</p> <p>2 略</p> <p>3 救護の方法</p> <p>(1) 第1救護</p> <p>第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急<u>処置</u>及び緊急度選別の実施を図る。</p> <p>なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急<u>手当</u>を実施する。</p> <p>(2) 第2救護</p> <p>第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。</p> <p>特に、重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点（市立<u>4</u>病院、<u>市立大学</u>病院、名古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋第一・第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院）が実施する。</p> <p>4 傷病者の搬送・移送</p> <p>(1) 救護所等から第2救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。</p> <p><u>なお、区本部保健所班は、医療機関による傷病者の受入体制を速やかに把握し、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供し、円滑な医療救護体制に努める。</u></p> <p>(2) 災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、市域外の<u>基幹拠点病院</u>、災害拠点病院（<u>県</u></p>	<p>区本部保健所班長（保健所長）は、区内の医療・助産・<u>保健</u>救護活動に関して救護班を指揮する。<u>被害状況により救護班が不足する場合には、健康福祉部長に対し、救護班の追加配置について要請する。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 救護の方法</p> <p>(1) 第1救護</p> <p>第1救護は、救護班により医療機関や救護所等において負傷者に対する応急<u>措置</u>及び緊急度選別の実施を図る。</p> <p>なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、救急隊は応急的な救護所において可能な限り応急<u>措置</u>を実施する。</p> <p>(2) 第2救護</p> <p>第2救護は、第1救護等により手当の必要な負傷者を全医療機関の協力を得て治療・収容の実施を図る。</p> <p>特に、重症傷病者の治療・収容は、主に災害医療活動拠点（市立<u>3</u>病院、<u>名古屋市立大学</u>病院、名古屋大学医学部附属病院、名古屋医療センター、名古屋第一<u>赤十字病院</u>、<u>名古屋</u>第二赤十字病院、中京病院、名古屋掖済会病院、中部労災病院及び名古屋記念病院）が実施する。</p> <p>4 傷病者の搬送・移送</p> <p>(1) 救護所等から第2救護を実施する医療機関への搬送は、状況に応じ医師等が同乗しあらゆる救急車、民間車両等を活用する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 災害医療活動拠点等で第2救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、市域外の<u>(削除)</u>災害拠点病院 <u>(削除)</u></p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p><u>指定</u>) 等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。</p>	<p>等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、総括部は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。</p>	
26	196		<p>第3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知</p> <p><u>区本部保健所班は、円滑な医療救護を実施するため、医療・助産機関の被災状況等の把握を行う。</u></p> <p>1 把握項目</p> <p><u>(1) 被災状況（建物、電気、ガス、水道）</u></p> <p><u>(2) 受入可能状況</u></p> <p><u>(3) 医療従事者や医薬品・衛生材料の備蓄状況</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <p>2 把握手段</p> <p><u>(1) 広域災害・救急医療情報システム</u></p> <p><u>(2) 防災無線等の通信機器</u></p> <p><u>(3) 職員による現地調査</u></p> <p><u>(4) その他</u></p> <p>3 伝達・周知</p> <p><u>区本部保健所班は、収集した医療・助産機関の情報を健康福祉部に報告するほか、救護班、消防隊、警察等にその情報を提供する。また、管内の災害拠点病院等が被災等により広域災害・救急医療情報システムに入力できない場合には、代行入力を行う。</u></p> <p><u>また、区本部保健所班は、避難所等において、救護所や医療機関等の診療場所、診療科、診療時間等の情報を市民に対し提供する。</u></p> <p>4 総括部の情報</p> <p><u>総括部が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健所班に情報提供する。</u></p>	<p>節の全面見直しに伴う文言整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
27	196	<p>第3 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達 医療救護班、助産救護班及び避難所等の生活に必要な医薬品・衛生材料等は次により調達する。 (1) 災害直後 各医療・助産救護班はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。また、状況により、港防災センターに備蓄するものを使用する。 (2)～(4) 略 2 略 3 輸血用血液の確保 輸血用血液等が必要な場合は、日本赤十字社愛知県支部（愛知県赤十字血液センター・愛知県豊橋赤十字血液センター）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。 略</p>	<p>第4 医薬品・衛生材料等の調達及び供給</p> <p>1 医薬品・衛生材料等の調達 (削除) 救護班及び避難所等の生活に必要な医薬品・衛生材料等は次により調達する。 (1) 災害直後 (削除) 救護班はそれぞれが備蓄する医薬品・衛生材料等を使用する。また、状況により、港防災センターに備蓄するものを使用する。 (2)～(4) 略 2 略 3 輸血用血液の確保 輸血用血液等が確保困難な場合は、健康福祉部長は日本赤十字社愛知県支部（東海北陸ブロック血液センター・愛知県赤十字血液センター(削除)）に確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼するほか、献血グループの協力を要請する。 略</p>	<p>節の全面見直しに伴う文言整理</p>
28	202	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>第1、2 略 第3 緊急通行車両等の確認手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出、確認の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続をする必要が生じた車両にあっては、次</p>	<p>第12節 輸送・道路等応急対策</p> <p>【 輸 送 】</p> <p>略</p> <p>第1、2 略 第3 緊急通行車両等の確認手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に届出 (削除) の手続きがなされている車両にあっては、所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続をする必要が生じた車両にあっては、</p>	<p>文言整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		のとおり取り扱うものとする。 略	次のとおり取り扱うものとする。 略																			
29	209	<p>第 13 節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>略</p> <p>第 1 供給の基本的方針</p> <p>1 食 品 (1)、(2) 略</p> <p>2、3 略</p>	<p>第 13 節 食品・生活必需品等の供給</p> <p>略</p> <p>第 1 供給の基本的方針</p> <p>1 食 品 (1)、(2) 略</p> <p><u>(3) 食品の供与の際には、食物アレルギー等にも配慮する。</u></p> <p>2、3 略</p> <p><u>4 その他</u></p> <p><u>供給に際しては、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。</u></p>	防災基本計画の修正に伴う修正																		
30	209	<p>第 2 略</p> <p>第 3 物資の供給体制</p> <p>略</p> <p>1 物資班の任務</p>	<p>第 2 略</p> <p>第 3 物資の供給体制</p> <p>略</p> <p>1 物資班の任務</p>	文言整理																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市本 部 物 資 班</td> <td>健康福祉部</td> <td> 1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営 </td> </tr> <tr> <td>子ども青少 年部</td> <td> 1 要請のあった食品の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営 </td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td> 1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営 </td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部		分担任務	市本 部 物 資 班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営	子ども青少 年部	1 要請のあった 食品 の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営	<table border="1"> <thead> <tr> <th>担 当 部</th> <th>分担任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">市本 部 物 資 班</td> <td>健康福祉部</td> <td> 1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営 </td> </tr> <tr> <td>子ども青少 年部</td> <td> 1 要請のあった物資の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営 </td> </tr> <tr> <td>経理部</td> <td> 1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営 </td> </tr> </tbody> </table>	担 当 部	分担任務	市本 部 物 資 班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営	子ども青少 年部	1 要請のあった 物資 の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営
		担 当 部	分担任務																			
市本 部 物 資 班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営																				
	子ども青少 年部	1 要請のあった 食品 の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営																				
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営																				
担 当 部	分担任務																					
市本 部 物 資 班	健康福祉部	1 必要な物資に関する情報の集約 2 備蓄物資の在庫の管理と放出 3 物資集配拠点の管理運営																				
	子ども青少 年部	1 要請のあった 物資 の調達の実施 2 救援物資の受入れ及び供給の実施 3 物資集配拠点の管理運営																				
	経理部	1 物資の輸送方法に関する総合調整 2 物資集配拠点の管理運営																				

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前		修 正 後		備 考
		市民経済部	1 要請のあった生活必需品の調達の実施 2 物資集配拠点の管理運営	市民経済部	1 要請のあった物資の調達の実施 2 物資集配拠点の管理運営	
		区 本 部	1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し	区 本 部	1 物資の配布 2 必要な物資の調達の要請 3 応急炊き出し	
		2 略		2 略		
31	210	<p>第4 物資の調達方法</p> <p>1 区本部</p> <p>(1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。</p> <p>なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。</p> <p><u>(2)</u> 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。</p> <p>2 物資班</p> <p>(1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があったときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結業者等から調達する。</p> <p>なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事に調達を要請する。</p> <p>また、特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の</p>		<p>第4 物資の調達方法</p> <p>1 区本部</p> <p>(1) 区本部長は、応急的な物資の供給を必要と認める場合は、管理する備蓄物資を供給する。</p> <p><u>(2)</u> 備蓄物資で不足を生ずる場合は、必要品目と量を算定し、ただちに物資班に必要物資の調達を依頼する。</p> <p>なお、備蓄物資の供給にあたっては、健康福祉部長の承認を受ける。ただし緊急を要する場合は事後に承認を受ける。</p> <p><u>(3)</u> 食品の調達にあつては、道路の混乱等が沈静化し供給先の対応が可能となった時点で、物資班の指示により、区本部から供給先へ日々直接発注し被災者への供給を実施する。</p> <p>2 物資班</p> <p>(1) 物資班は、健康福祉部長が被害状況に基づき物資の調達を必要と認めたとき、または区本部長から要請があったときは、備蓄倉庫に保管する備蓄物資の放出を行い、なお不足するときには、区本部長からの必要物資の品目と量を取りまとめた上、物資の調達計画を作成し、供給協定締結業者等から調達する。</p> <p>なお、米穀の調達については緑政土木部に依頼をし、緑政土木部はただちに愛知県知事及び協力業者に調達を要請する。</p>		文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		議を経るものとする。 (2)、(3) 略	また、特殊な物資の調達にあたっては、本部員会議の議を経るものとする。 (2)、(3) 略	
32	211	<p>第5 略</p> <p>第6 物資の配布</p> <p>略</p> <p>第7 救援物資の受入れ</p> <p>略</p> <p>1 受付 (1) 略</p> <p><u>(2)</u> 略 <u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略</p>	<p>第5 略</p> <p>第6 <u>国への支援要請</u></p> <p><u>1 物資の調達要請</u> 供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、<u>物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）に対し、又は非常本部等（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部）に対し、物資の調達を要請するものとする。</u></p> <p><u>2 国は、被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送を開始するものとする。その際に、引き渡し場所より先の各避難所までに配送体制の確保状況等に留意するものとする。また、被災地からの要請がない中で、物資の供給を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。</u></p> <p>第7 物資の配布</p> <p>略</p> <p>第8 救援物資の受入れ</p> <p>略</p> <p>1 受付 (1) 略</p> <p><u>(2) 物資班は、避難所等において必要かつ不足している物資の情報収集を行い、庶務部広報班の協力を得ながら、受入をする物資についての広報や情報提供を行う。</u></p> <p><u>(3)</u> 略 <u>(4)</u> 略 <u>(5)</u> 略</p>	防災基本計画の修正に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		2 略	2 略	
33	213	<p>第 14 節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>災害時要援護者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うことを第一とし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。</p> <p>略</p>	<p>第 14 節 災害時要援護者対策</p> <p>略</p> <p>第 1 基本方針</p> <p>災害時要援護者は、避難に際して必要な情報を得る機会に恵まれておらず、また、自力で避難行動がとれないことに鑑み、発災後迅速に安否確認を行うことを(削除)とし、次にそのニーズを的確に把握したうえで、避難生活における生活環境を積極的に確保していくことを基本として実施するものである。</p> <p>略</p>	<p>文言整理</p>
34	216	<p>第 15 節 遺体の搜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第 1 遺体の搜索・收容</p> <p>1 対 象</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 收容の対象</p> <p>ア 災害により死亡した者のうち、現場において見分(検視)・検案を受けることが困難な遺体</p> <p>イ 災害により死亡し、見分(検視)・検案を受けた略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体の搜索・收容の方法</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 搜索收容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p>	<p>第 15 節 遺体の搜索、処理及び火葬</p> <p>略</p> <p>第 1 遺体の搜索・收容</p> <p>1 対 象</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 收容の対象</p> <p>ア 災害により死亡した者のうち、現場において調査(検視)・検案を受けることが困難な遺体</p> <p>イ 災害により死亡し、調査(検視)・検案を受けた略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 遺体の搜索・收容の方法</p> <p>略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 搜索收容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。</p>	<p>法改正に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して<u>見分</u>（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で<u>見分</u>（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に<u>見分</u>（検視）・検案を受けなければならない。</p> <p>略</p> <p>(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による<u>見分</u>（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。</p> <p>略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～3 略</p> <p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て<u>見分</u>（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>見分</u>（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり<u>見分</u>（検視）を受ける。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) <u>見分</u>（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。</p> <p>(7) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、<u>見分</u>（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。</p> <p>(8) <u>見分</u>（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区本部本部付に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。。</p> <p>略</p> <p>第3 遺体の検案</p> <p>1 検案班の編成</p> <p>災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部</p>	<p>ア 所轄警察署、海上保安部及び区本部保健所班へ連絡して<u>調査</u>（検視）及び検案の要請を行う。ただし、現場で<u>調査</u>（検視）・検案を受けることが困難なときは、遺体安置所へ搬送した後に<u>調査</u>（検視）・検案を受けなければならない。</p> <p>略</p> <p>(3) 遺体発見現場において遺体の身元が判明し、遺族等と連絡がとれた場合は、警察等による<u>調査</u>（検視）・検案を受けた後に、遺族等と協議のうえ、その場で遺族等に遺体を引渡し又はいったん遺体安置所へ搬送する。</p> <p>略</p> <p>第2 遺体安置所の開設及び管理運営</p> <p>1～3 略</p> <p>4 遺体安置所に派遣された職員は、災害救助地区本部等の協力を得て<u>調査</u>（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>調査</u>（検視）の済んでいない遺体については、所轄警察署又は海上保安部と連絡をとり<u>調査</u>（検視）を受ける。</p> <p>(4)、(5) 略</p> <p>(6) <u>調査</u>（検視）・検案の済んだ遺体は、納棺し安置する。</p> <p>(7) 遺族等から遺体引受の申し出があったときは、<u>調査</u>（検視）・検案が済んだ後引渡すものとする。</p> <p>(8) <u>調査</u>（検視）・検案を受けた後においても遺体引受人が見つからない遺体については、区本部本部付に連絡し、死体火（埋）葬許可証の交付を受ける。。</p> <p>略</p> <p>第3 遺体の検案</p> <p>1 検案班の編成</p> <p>災害により死者が発生し必要のある場合は、健康福祉部</p>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		において検案班を編成し、 見分 （検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。 略	において検案班を編成し、 調査 （検視）を実施する警察等と調整の上、遺体の検案を行う。 略																	
35	224	<p>第 16 節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第 1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p>	<p>第 16 節 ごみ・し尿・災害廃棄物</p> <p>略</p> <p>第 1 ごみ処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 処理方法</p> <p>ア～カ 略</p> <p>キ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p>	時点修正 文言整理																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借 上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当 た り</td> <td>421 台</td> <td>872 人（市職 員のみ）</td> <td>1,037 t</td> </tr> </tbody> </table>			市有・常時借 上台数	人 員	最大収集能力	1 回当 た り	421 台	872 人（市職 員のみ）	1,037 t	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市有・常時借 上台数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回当 た り</td> <td>399 台</td> <td>840 人（市職員 のみ）</td> <td>968 t</td> </tr> </tbody> </table>		市有・常時借 上台数	人 員	最大収集能力	1 回当 た り	399 台	840 人（市職員 のみ）	968 t
			市有・常時借 上台数		人 員	最大収集能力														
1 回当 た り	421 台	872 人（市職 員のみ）	1,037 t																	
	市有・常時借 上台数	人 員	最大収集能力																	
1 回当 た り	399 台	840 人（市職員 のみ）	968 t																	
<p>略</p> <p>第 2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、<u>民間事業者で組織する愛知県衛生事業協同組合から臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行う。なお、臨時車両の借上げ、臨時職員の雇用を行っても、</u></p>	<p>略</p> <p>第 2 し尿処理</p> <p>1 略</p> <p>2 活動要領</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 収集方法</p> <p>ア、イ 略</p> <p>ウ 環境部の保有する車両及び人員で処理できない場合には、<u>協定を締結している民間事業者に応援を要請する。なお、民間事業者からの応援を受けても処理できない場合は、他都市の応援を要請する。</u></p>																			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		<p>処理できない場合は、他都市の応援を要請する。</p> <p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回 当 たり</td> <td>27 台</td> <td><u>56</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>51.9</u> kℓ</td> </tr> </tbody> </table>		車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回 当 たり	27 台	<u>56</u> 人 (市職員のみ)	<u>51.9</u> kℓ	<p>エ 環境部の保有する車両、人員及び最大収集能力は次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>車 両 数</th> <th>人 員</th> <th>最大収集能力</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 回 当 たり</td> <td>27 台</td> <td><u>58</u> 人 (市職員のみ)</td> <td><u>52.7</u> kℓ</td> </tr> </tbody> </table>		車 両 数	人 員	最大収集能力	1 回 当 たり	27 台	<u>58</u> 人 (市職員のみ)	<u>52.7</u> kℓ	
	車 両 数	人 員	最大収集能力																	
1 回 当 たり	27 台	<u>56</u> 人 (市職員のみ)	<u>51.9</u> kℓ																	
	車 両 数	人 員	最大収集能力																	
1 回 当 たり	27 台	<u>58</u> 人 (市職員のみ)	<u>52.7</u> kℓ																	
		略	略																	
36	231	<p style="text-align: center;">第 18 節 文教対策</p> <p><u>風水害等による災害が発生した場合において</u>、幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全を図るための応急措置、被災により通常の教育を行うことができない場合の応急教育並びに奨学に関する措置など文教対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第 1 学校教育における応急対策</p> <p>1 休校等応急措置</p> <p><u>風水害等の災害が発生した場合</u>、園児、児童又は生徒の安全と校舎等の管理、保全を期すため、平素から教職員、園児、児童、生徒及び保護者に対応措置を周知徹底させておくのはもちろん、関係方面ともよく連絡のうえ、次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 園児、児童又は生徒の登校（園）（以下「登校」という。）前に、<u>本市域</u>に暴風警報（以下この項において「警報」という。）が発表されている場合は、登校を見合わせ、次の基準により取り扱うものとする。</p> <p>ア <u>始業前</u>、午前6時まで警報が解除されないときは、</p>	<p style="text-align: center;">第 18 節 文教対策</p> <p><u>暴風・大雨等に備え（削除）</u> 幼児、児童、生徒等の生命及び身体の安全を図るための応急措置、被災により通常の教育を行うことができない場合の応急教育並びに奨学に関する措置など文教対策について定める。</p> <p style="text-align: center;">第 1 学校教育における応急対策</p> <p>1 休校等応急措置</p> <p><u>暴風・大雨等に備え</u>、園児、児童又は生徒 <u>（以下、児童等という。）</u> の安全と校舎等の管理、保全を期すため、平素から教職員、園児、児童、生徒及び保護者に対応措置を周知徹底させておくのはもちろん、関係方面ともよく連絡のうえ、次の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 園児、児童又は生徒の登校（園）（以下「登校」という。）前に、<u>名古屋市</u>に暴風警報・<u>暴風雪警報</u>（以下この項において「警報」という。）が発表されている場合は、登校を見合わせ、次の基準により取り扱うものとする。</p> <p>ア <u>（削除）</u> 午前 6 時まで警報が解除されないとき</p>	<p>基準策定に伴う修正</p>																

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>午前中の授業を中止する。 イ、ウ 略 (2) 登校前に、本市域に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表されている場合は、学区及び学校の所在地により、浸水、土砂崩れ、洪水などの発生が予想される危険地域が異なるので、中学校ブロックの校長がお互いに情報を交換し、学校（園）長の判断により前(1)の処置をとるものとする。 (3) 登校後に、本市域に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報又は大雪注意報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○ <u>注意報について</u>教育長通達第1号</p>	<p>は、午前中の授業を中止する。 イ、ウ 略 (2) 登校前に、名古屋市に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表されている場合は、学区及び学校の所在地により、浸水、土砂崩れ、洪水などの発生が予想される危険地域が異なるので、中学校ブロックの校長がお互いに情報を交換し、学校（園）長の判断により前(1)の処置をとるものとする。 (3) 登校後に、名古屋市に強風注意報、大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報又は大雪注意報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。 ○ <u>(削除)</u>教育長通達第1号</p>	
		<p>月 日 時 分 教 育 長 (1) 各学校（園）において、今後の気象情報に十分注意し<u>園児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）</u>の危険防止及び衛生に注意するとともに、校（園）舎（以下「校舎」という。）の管理保全等臨機の処置をとること。 (2)、(3) 略</p>	<p>月 日 時 分 教 育 長 (1) 各学校（園）において、今後の気象情報に十分注意し<u>(削除)</u>児童等<u>(削除)</u>の危険防止及び衛生に注意するとともに、校（園）舎（以下「校舎」という。）の管理保全等臨機の処置をとること。 (2)、(3) 略</p>	
37	231	<p>(4) 登校後に、本市域に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。</p>	<p>(4) 登校後に、名古屋市に大雨警報、洪水警報、高潮警報又は大雪警報が発表された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものと</p>	基準策定に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>○ <u>警報</u>について教育長通達第2号</p> <p>月 日 時 分</p> <p>教 育 長</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 待機させた後、下校させるにあたっては、次に掲げる方法により情報を得て判断をすること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他<u>必要な方法</u>。</p> <p>(3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、あらかじめ<u>定められた</u>方法で下校させること。</p> <p>(4) 翌朝の登校<u>(園)</u>(以下「登校」という。)については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は直ちに教職員課に報告すること。</p> <p>(5)、(6) 略</p>	<p>する。</p> <p>○ <u>(削除)</u>教育長通達第2号</p> <p>月 日 時 分</p> <p>教 育 長</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 待機させた後、下校させるにあたっては、次に掲げる方法により情報を得て判断をすること。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他<u>(削除)</u></p> <p>(3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、あらかじめ<u>保護者に連絡しておいた</u>方法で下校させること。</p> <p>(4) 翌朝の登校<u>(削除)</u>については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は直ちに教職員課に報告すること。</p> <p>(5)、(6) 略</p>	
38	232	<p>(5) 登校後に、<u>本市域</u>に暴風警報が発表された場合は、各学校(園)長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。</p> <p>○ <u>警報</u>について教育長通達第3号</p>	<p>(5) 登校後に、<u>名古屋市</u>に暴風警報・<u>暴風雪警報</u>が発表された場合は、各学校(園)長あてに次の通達が発せられたものとみなし、対処するものとする。</p> <p>○ <u>(削除)</u>教育長通達第3号</p>	基準策定に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>月 日 時 分</p> <p>教 育 長</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通学路の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他<u>必要な方法。</u></p> <p>(3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、<u>定められた方法</u>で下校させること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置を<u>とる</u>こと。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。</p> <p>(6)、(7) 略</p>	<p>月 日 時 分</p> <p>教 育 長</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 通学路の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ その他 <u>(削除)</u></p> <p>(3) 下校に際しては、注意事項を十分に徹底させ、<u>状況によっては、保護者に引き渡すことを含め、集団下校等あらかじめ保護者に連絡しておいた</u>方法で下校させること。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童等及び保護者に徹底するよう処置を<u>する</u>こと。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。</p> <p>(6)、(7) 略</p>	
39	233	<p>(6) 警報が発表された場合は、教育長は、情勢により次の通達を各学校（園）長あてに発し、<u>対処するもの</u>とする。</p> <p>○ <u>警報について</u>教育長通達第4号</p>	<p>(6) 警報が発表された場合は、教育長は、情勢により次の通達を各学校（園）長あてに発 <u>(削除)</u> する。</p> <p>○ <u>(削除)</u> 教育長通達第4号</p>	基準策定に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>月 日 時 分</p> <p>教 育 長</p> <p>(1) 第2 非常配備の人員配備をすること。</p> <p>校長区代表、高校（園）長代表は非常配備について 人数を取りまとめの<u>う</u>え教職員課へ報告すること。</p> <p>(2) 略</p>	<p>月 日 時 分</p> <p>教 育 長</p> <p>(1) 第2 非常配備の人員配備をすること。</p> <p>校長区代表、高校（園）長代表は非常配備について 人数を取りまとめの<u>上</u>、教職員課へ報告すること。</p> <p>(2) 略</p>	
40	233		<p><u>(7) 登校前に中学校ブロック内に避難勧告、避難指示が発令された場合は、次の基準により取り扱うものとする。特別支援学校、高等学校については、全市の被害状況や生徒の居住地、交通機関の状況等により判断すること。</u></p> <p><u>ア 午前6時までに避難勧告、避難指示が解除されないときは、午前中の授業を中止する。</u></p> <p><u>イ 午前6時から午前11時までに避難勧告、避難指示が解除されたときは、午後の授業を行う。</u></p> <p><u>ウ 午前11時を過ぎても避難勧告、避難指示が解除されないときは、当日の授業を中止する。</u></p> <p><u>(8) 登校後に中学校ブロック内に避難勧告、避難指示が発令された場合は、各学校（園）長あてに次の通達が発令されたものとみなし、対処するものとする。</u></p>	<p>基準策定に伴う 修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
41	233		<p>○ <u>教育長通達第5号</u></p> <p style="text-align: right;">月 日 時</p> <p>分 教育</p> <p>長</p> <p>(1) <u>児童等を、学校に待機させること。</u></p> <p>(2) <u>避難勧告等発令中、保護者が児童等を引き取りに来た場合は、気象状況、地域の安全を十分に確認するとともに、保護者には、地域の状況等を伝えること。</u></p> <p>(3) <u>地域の安全を確認するにあたっては、次に掲げる方法により、情報を得るなど万全を期すこと。</u></p> <p>ア <u>危険箇所近くの学区住民より情報を受ける。</u></p> <p>イ <u>教職員により安全点検を行う。</u></p> <p>ウ <u>中学校ブロック（中学校及び当該中学校へ自校の児童を入学させる小学校）の校長が互いに情報を交換する。</u></p> <p>エ <u>区役所や関係機関より情報を受ける。</u></p> <p>オ その他</p> <p>(4) <u>中学校ブロック内で避難勧告等の発令状況が異なる場合であっても、中学校ブロック内は、同一の対応をとること。</u></p> <p>(5) <u>翌朝の登校については情勢を判断し、すべての児童</u></p>	<p>基準策定に伴う修正</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<p><u>等及び保護者に徹底するよう処置をすること。休業等の処置をした場合は、直ちに教職員課に報告すること。</u></p> <p><u>(6) 校舎の警備を厳重にするとともに、消防署、警察署、土木事務所、学区役員、PTA役員等との連絡を密にし警戒すること。</u></p> <p><u>(7) 重要書類の保管に十分注意し、特に低い土地の学校(園)においては高所に保管する等適宜措置すること。</u></p>	
42	233	<p><u>(7) 避難者があった場合、各学校(園)長は次の措置をとるものとする。</u></p> <p>ア 避難者があった場合は、区災害対策本部長(区長)に人数、状況等を報告する等緊急に連絡をとること。<u>さらに、避難者について即刻人数、時間、状況等を災害対策本部学校部教職員班(教職員課)へ報告し、以後顕著な状況変化を生じた場合及び避難者が退去した場合は報告すること。</u></p> <p>イ 災害救助地区本部長と特に緊密な連絡をとり、避難者収容に遺漏のないよう措置をとること。</p>	<p><u>(9) 避難者があった場合、各学校(園)長は次の措置をとるものとする。</u></p> <p>ア 避難者があった場合は、区(削除)本部長(区長)に人数、状況等を報告する等緊急に連絡をとること。<u>(削除)</u></p> <p>イ 災害救助地区本部長と特に緊密な連絡をとり、避難者収容に遺漏のないよう措置をとること。</p> <p><u>ウ 上記の避難者があった場合は、即刻人数、時間、状況等を教職員課(市災害対策本部学校部)へ報告し、以後顕著な状況を生じた場合及び避難者が退去した場合等適時報告すること。</u></p>	基準策定に伴う修正
43	249	<p>第 21 節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p>第 1~4 略</p> <p>第 5 広報・広聴活動</p>	<p>第 21 節 区の応急対策活動</p> <p>略</p> <p>第 1~4 略</p> <p>第 5 広報・広聴活動</p>	文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>1 広報活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p> <p>(3) 広報の方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ 同報無線による広報 災害の状況に応じて、必要地域へ同報無線による広報を実施する。</p> <p>略</p>	<p>1 広報活動</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報の伝達系統</p> <p>(3) 広報の方法</p> <p>ア 略</p> <p>イ 同報無線による広報 災害の状況に応じて、災害対策本部と調整のうえ必要地域へ同報無線による広報を実施する。</p> <p>略</p>	
44	259	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため社団法</p>	<p>第22節 地域安全・交通対策</p> <p>第1 地域安全対策</p> <p>1 県警察における措置</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) <u>一般</u>社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、警戒活動を円滑に実施するため<u>一般</u>社</p>	名称変更に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																		
		<p>人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>略</p> <p>第2 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、緊急交通路の確保及び警戒活動を円滑に実施するため社団法人愛知県警備業会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>略</p>	<p>団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>略</p> <p>第2 交通対策</p> <p>1 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>一般</u>社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請 警察本部長は、緊急交通路の確保及び警戒活動を円滑に実施するため<u>一般</u>社団法人愛知県警備業会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。</p> <p>略</p>																			
45	267	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>略</p> <p>第1 給水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。 給水能力－1（配水池等の貯水量）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>24</u>年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水場</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">238,900</td> </tr> <tr> <td>配水場 (東山給水塔含む)</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">356,889</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	貯水量 (m ³)	浄水場	3	238,900	配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889	<p>第23節 ライフライン施設の応急復旧</p> <p>略</p> <p>第1 給水対策</p> <p>1 略</p> <p>2 給水体制</p> <p>略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。 給水能力－1（配水池等の貯水量）</p> <p style="text-align: right;">平成 <u>25</u>年4月1日</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>施設数</th> <th>貯水量 (m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浄水場</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">238,900</td> </tr> <tr> <td>配水場 (東山給水塔含む)</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">356,889</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	施設数	貯水量 (m ³)	浄水場	3	238,900	配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889	<p>時点修正 誤記修正</p>
施設名	施設数	貯水量 (m ³)																				
浄水場	3	238,900																				
配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889																				
施設名	施設数	貯水量 (m ³)																				
浄水場	3	238,900																				
配水場 (東山給水塔含む)	9	356,889																				

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考																																																				
		配水塔	6	52,200	配水塔	6	52,200																																																					
		耐震性貯水槽等	15	1,120	耐震性貯水槽等	15	1,120																																																					
		計	33	649,109	計	33	649,109																																																					
		給水能力-2 (運搬給水) 平成 24 年 4 月 1 日			給水能力-2 (運搬給水) 平成 25 年 4 月 1 日																																																							
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給 水 車</td> <td>1.8m³</td> <td>4 台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m³</td> <td>4 台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給 水 タ ン ク (積 載 用)</td> <td>1.0m³</td> <td>61 基</td> <td>61,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m³ (加圧式)</td> <td>4 基</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>ポ リ タ ン ク</td> <td>0.01m³ (10 ℓ)</td> <td>400,000 個</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>487,400</td> </tr> </tbody> </table>			資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)	給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200	3.8m ³	4 台	15,200	給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	61 基	61,000	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000	ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	400,000 個	400,000	計			487,400	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>容 量</th> <th>数 量</th> <th>1 回当たりの給水能力 (ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給 水 車</td> <td>1.8m³</td> <td>4 台</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td>3.8m³</td> <td>4 台</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">給 水 タ ン ク (積 載 用)</td> <td>1.0m³</td> <td>62 基</td> <td>62,000</td> </tr> <tr> <td>1.0m³ (加圧式)</td> <td>4 基</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>ポ リ タ ン ク</td> <td>0.01m³ (10 ℓ)</td> <td>40,000 個</td> <td>400,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">計</td> <td>488,400</td> </tr> </tbody> </table>			資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)	給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200	3.8m ³	4 台	15,200	給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	62 基	62,000	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000	ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	40,000 個	400,000	計			488,400	
資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)																																																									
給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200																																																									
	3.8m ³	4 台	15,200																																																									
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	61 基	61,000																																																									
	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000																																																									
ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	400,000 個	400,000																																																									
計			487,400																																																									
資 機 材 名	容 量	数 量	1 回当たりの給水能力 (ℓ)																																																									
給 水 車	1.8m ³	4 台	7,200																																																									
	3.8m ³	4 台	15,200																																																									
給 水 タ ン ク (積 載 用)	1.0m ³	62 基	62,000																																																									
	1.0m ³ (加圧式)	4 基	4,000																																																									
ポ リ タ ン ク	0.01m ³ (10 ℓ)	40,000 個	400,000																																																									
計			488,400																																																									
		<p>※1人1日当たり3 ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約162, 466人分の飲料水が確保できる。</p> <p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 24 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仮 設 給 水 栓</td> <td>16 栓</td> <td>12 基 (192)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>386 基 (1,544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓</td> <td>250 基 (1,000)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 2 栓</td> <td>176 基 (352)</td> </tr> <tr> <td>地 下 式 給 水 栓</td> <td>266 か所 (1,064)</td> </tr> </tbody> </table>			資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮 設 給 水 栓	16 栓	12 基 (192)	4 栓	386 基 (1,544)	携帯型 4 栓	250 基 (1,000)	携帯型 2 栓	176 基 (352)	地 下 式 給 水 栓	266 か所 (1,064)	<p>※1人1日当たり3 ℓの飲料水を必要とした場合、1回当たりの運搬で約162, 800人分の飲料水が確保できる。</p> <p>給水能力-3 (拠点給水) 平成 25 年 4 月 1 日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 機 材 名</th> <th>数 量 (給水栓数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常 設 給 水 栓</td> <td>14 か所 (148)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仮 設 給 水 栓</td> <td>16 栓</td> <td>9 基 (144)</td> </tr> <tr> <td>4 栓</td> <td>136 基 (544)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 4 栓</td> <td>250 基 (1,000)</td> </tr> <tr> <td>携帯型 2 栓</td> <td>182 基 (364)</td> </tr> <tr> <td>地 下 式 給 水 栓</td> <td>267 か所 (1,068)</td> </tr> </tbody> </table>			資 機 材 名	数 量 (給水栓数)	常 設 給 水 栓	14 か所 (148)	仮 設 給 水 栓	16 栓	9 基 (144)	4 栓	136 基 (544)	携帯型 4 栓	250 基 (1,000)	携帯型 2 栓	182 基 (364)	地 下 式 給 水 栓	267 か所 (1,068)																							
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																																											
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																																											
仮 設 給 水 栓	16 栓	12 基 (192)																																																										
	4 栓	386 基 (1,544)																																																										
	携帯型 4 栓	250 基 (1,000)																																																										
	携帯型 2 栓	176 基 (352)																																																										
地 下 式 給 水 栓	266 か所 (1,064)																																																											
資 機 材 名	数 量 (給水栓数)																																																											
常 設 給 水 栓	14 か所 (148)																																																											
仮 設 給 水 栓	16 栓	9 基 (144)																																																										
	4 栓	136 基 (544)																																																										
	携帯型 4 栓	250 基 (1,000)																																																										
	携帯型 2 栓	182 基 (364)																																																										
地 下 式 給 水 栓	267 か所 (1,068)																																																											
		略			略																																																							
		給水能力-4 (その他)			給水能力-4 (その他)																																																							

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
		平成 24 年 4 月 1 日			平成 25 年 4 月 1 日			
		資 機 材 名	数 量	備 考	資 機 材 名	数 量	備 考	
		応 急 給 水 槽	99	容量 1.0m ³ (上下水道局 83、区役所 16)	応 急 給 水 槽	100	容量 1.0m ³ (上下水道局 84、区役所 16)	
		飲料水自動袋詰装置(固定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)	飲料水自動袋詰装置(固定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)	
		簡易ポリエチレン容器	124,000	5 ℓ/個 (上下水道局)	簡易ポリエチレン容器	124,000	5 ℓ/個 (上下水道局)	
		ろ 過 器	16	ろ過能力 1.3m ³ /時 (各区役所)	ろ 過 器	16	ろ過能力 1.3m ³ /時 (各区役所)	
		略			略			
46	278	<p>第 24 節 交通施設の応急対策</p> <p>【 市 営 交 通 】</p> <p>第 1～3 略</p> <p>第 4 活動要領</p> <p>1 地下鉄</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地下鉄建設現場</p> <p>地下鉄建設現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧する。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。</p> <p>(8)、(9) 略</p>			<p>第 24 節 交通施設の応急対策</p> <p>【 市 営 交 通 】</p> <p>第 1～3 略</p> <p>第 4 活動要領</p> <p>1 地下鉄</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 地下鉄工事現場</p> <p>地下鉄工事現場が被災した場合は、ただちに関係業者と協力して応急復旧する。また、必要に応じて所轄警察署との連絡を図り、交通規制等の要請をする。</p> <p>(8)、(9) 略</p>			文言整理
47	279	<p>2 バス</p> <p>(1) 運転</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 津波警報が発令された場合は、運行の停止を含めた運行措置を講ずる。</p>			<p>2 バス</p> <p>(1) 運転</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 大津波警報又は津波警報が発令された場合は、運行の停止を含めた運行措置を講ずる。</p>			気象庁の発表名 変更に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略	略	
48	282	<p>【名古屋鉄道株式会社】</p> <p>第1 略 第2 対策</p> <p>1 略 2 応急措置</p> <p>(1) 乗務員関係</p> <p>ア 災害による異状を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上等危険と思われる箇所を避けて、すみやかに列車を停止させる。</p> <p>イ 異状を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。</p> <p>略</p> <p>(2) 駅関係</p> <p>ア 災害による異状を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 避難口の状況等についての注意を与え、誘導、救護を行って混乱の防止に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 通信連絡態勢</p> <p>ア <u>無線車を災害現場に急行させ、災害対策本部等と無線による通信連絡を行う。</u></p> <p>イ <u>必要に応じて、現場に連絡用電話を設けて通信連絡を行う。</u></p> <p>ウ <u>通信線使用可能なときは、指令電話、鉄道電話及び一般加入電話を活用して緊急通信連絡を行う。</u></p>	<p>【名古屋鉄道株式会社】</p> <p>第1 略 第2 対策</p> <p>1 略 2 応急措置</p> <p>(1) 乗務員関係</p> <p>ア 災害による異常を感知したときは、高い盛土区間、深い切取区間、橋梁の上等危険と思われる箇所を避けて、すみやかに列車を停止させる。</p> <p>イ 異常を認めたときは、駅又は運転指令へ連絡をする。</p> <p>略</p> <p>(2) 駅関係</p> <p>ア 災害による異常を認めたときは、列車の停止手配をとるとともに、列車の出発を見合わせる。</p> <p>イ～エ 略</p> <p>オ 避難口の状況等についての注意を与え、かつ救護、誘導を行って混乱の防止に努める。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 通信連絡態勢</p> <p><u>鉄道電話を第一優先とし、他に西日本電信電話株式会社加入電話、作業用無線等を活用して緊急通信連絡を行う。</u></p>	<p>文言整理</p>

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
49	284	<p>第 25 節 事業所等の安全対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握 風水害等の災害発生に伴う有害化学物質流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。</p> <p>2 石綿飛散事故状況の把握 風水害等の災害発生に伴う石綿飛散事故の状況を、事業所からの通報等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について応急措置を講じ、かつ速やかに飛散防止措置をとるものとする。</p> <p>3 被害拡大の防止 事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p>	<p>第 25 節 事業所等の安全対策</p> <p>略</p> <p>第 1 略</p> <p>第 2 有害化学物質等の安全対策</p> <p>1 有害化学物質流出事故状況の把握 <u>区本部保健所班は、</u>風水害等の災害発生に伴う有害化学物質 <u>(毒物・劇物を含む)</u> の流出事故の状況を、事業所からの通報及び住民からの連絡等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について関係機関に通報するほか、応急措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるものとする。</p> <p>2 石綿飛散事故状況の把握 <u>区本部保健所班は、</u>風水害等の災害発生に伴う石綿飛散事故の状況を、事業所からの通報等により把握するものとする。また、事業所はただちにその事故について応急措置を講じ、かつ速やかに飛散防止措置をとるものとする。</p> <p>3 被害拡大の防止 <u>区本部保健所班は、</u>事故に係る市民への健康被害防止のため、事業所周辺の住民等に対し事故の状況を <u>区本部情報班と連携し</u>適宜広報するものとする。また状況に応じ、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例等に基づいて、事業所に対し事故の拡大防止のため必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。</p> <p><u>[有害化学物質等の安全対策の流れ]</u></p>	<p>文言整理</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考										
			<p>※次の左欄に掲げる区本部保健所班の主幹（公害対策）及び生活環境課の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健所班の以下の事務を補助執行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質の災害事故発生状況の把握及び測定に関すること ・環境保全対策に関すること <table border="1" data-bbox="1075 845 1836 1053"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西区</td> <td>東区、北区、中村区及び中区</td> </tr> <tr> <td>港区</td> <td>熱田区及び中川区</td> </tr> <tr> <td>南区</td> <td>瑞穂区、緑区及び天白区</td> </tr> <tr> <td>名東区</td> <td>千種区、昭和区及び守山区</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	右欄	西区	東区、北区、中村区及び中区	港区	熱田区及び中川区	南区	瑞穂区、緑区及び天白区	名東区	千種区、昭和区及び守山区	
左欄	右欄													
西区	東区、北区、中村区及び中区													
港区	熱田区及び中川区													
南区	瑞穂区、緑区及び天白区													
名東区	千種区、昭和区及び守山区													
50	289	<p>第28節 農業対策計画</p> <p>略</p> <p>第1 農業用施設及び農作物に対する応急措置</p> <p>1 農地及び農業用施設に対する措置</p> <p>(1) 農業用ため池、用水路等が決壊又は氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路の取水・門立切の排水等の応急措置については、地元農業団体の協力を得て実施する。</p>	<p>第28節 農業対策計画</p> <p>略</p> <p>第1 農業用施設及び農作物に対する応急措置</p> <p>1 農地及び農業用施設に対する措置</p> <p>(1) 農業用ため池、農業用水路等が決壊又は氾濫のおそれがある場合の排水施設の保全、ため池の警戒及び農業用水路の取水・門立切の排水等の応急措置については、地元農業団体の協力を得て実施する。</p>	<p>文言整理</p>										

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略	略	
51	290	<p>第 2 略 第 3 凍霜害に対する応急措置</p> <p>1 略 2 通報 (1)、(2) 略 (3) 連絡系統（勤務時間外、休日等を除く。）</p> <p>略</p>	<p>第 2 略 第 3 凍霜害に対する応急措置</p> <p>1 略 2 通報 (1)、(2) 略 (3) 連絡系統（勤務時間外、休日等を除く。）</p> <p>略</p>	組織改正に伴う修正
52	302	<p>第 33 節 鉄道災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1～3 略 第 4 各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】 1～3 略 4 復旧作業体制</p> <p>事故対策本部を構成する関係各班により、復旧作業を行う。<u>車両整備班、工務班、電気班及び営繕班</u>は、それぞれの所管する<u>車両関係施設、線路及び構築物関係施設、変電・電路・信号・通信関係施設並びに建築関係施設</u>の復旧を行う。また、電気班は、照明・通信関係の応急設備を行う。</p>	<p>第 33 節 鉄道災害対策計画</p> <p>略</p> <p>第 1～3 略 第 4 各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】 1～3 略 4 復旧作業体制</p> <p>事故対策本部を構成する関係各班により、復旧作業を行う。<u>施設計画班、工務班、営繕班、電車車両班及び電気班</u>は、それぞれの所管する<u>(削除)線路及び構築物関係施設、建築関係施設、車両関係施設並びに</u>変電・電路・信号・通信関係施設<u>(削除)</u>の復旧を行う。また、電気班は、照明・通信関係の応急設備を行う。</p>	組織改正に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																								
53	303	<p>別紙 1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p> <table border="1"> <tr> <td>総務班(班長;総務課長)。 総務課、安全監理課、広報広聴課、人事課、労務課。</td> <td>副本部長。 総務部長。</td> </tr> <tr> <td>総合企画班(班長;経営企画課長)。 経営企画課、情報システム課、運賃システム開発室。</td> <td>副本部長。 総合企画部長。</td> </tr> <tr> <td>財務班(班長;財務課長)。 財務課、会計課、技術管理課。</td> <td>副本部長。 財務部長。</td> </tr> <tr> <td>営業統括班(班長;乗客誘致推進課長)。 乗客誘致推進課、営業課、資産活用課、事業開発課。</td> <td>副本部長。 営業統括部長。</td> </tr> <tr> <td>電車班(班長;運転管理者)。 運輸課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、各駅務区、各運転区。</td> <td>副本部長。 電車部長。</td> </tr> <tr> <td>自動車班(班長;管理課長)。 管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、各営業所、自動車工場。</td> <td>副本部長。 自動車部長。</td> </tr> <tr> <td>工務班(班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所。</td> <td>副本部長。 施設部長。</td> </tr> <tr> <td>土木班(班長;土木課長)。 土木課。</td> <td>工務班(班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所。</td> </tr> <tr> <td>営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。</td> <td>営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。</td> </tr> <tr> <td>車両整備班(班長;電車車両課長)。 電車車両課、藤が丘工場、名港工場、日進工場。</td> <td>副本部長。 車両電気部長。</td> </tr> <tr> <td>電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。</td> <td>電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。</td> </tr> </table>	総務班(班長;総務課長)。 総務課、安全監理課、広報広聴課、人事課、労務課。	副本部長。 総務部長。	総合企画班(班長;経営企画課長)。 経営企画課、情報システム課、運賃システム開発室。	副本部長。 総合企画部長。	財務班(班長;財務課長)。 財務課、会計課、技術管理課。	副本部長。 財務部長。	営業統括班(班長;乗客誘致推進課長)。 乗客誘致推進課、営業課、資産活用課、事業開発課。	副本部長。 営業統括部長。	電車班(班長;運転管理者)。 運輸課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、各駅務区、各運転区。	副本部長。 電車部長。	自動車班(班長;管理課長)。 管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、各営業所、自動車工場。	副本部長。 自動車部長。	工務班(班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所。	副本部長。 施設部長。	土木班(班長;土木課長)。 土木課。	工務班(班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所。	営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。	営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。	車両整備班(班長;電車車両課長)。 電車車両課、藤が丘工場、名港工場、日進工場。	副本部長。 車両電気部長。	電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。	電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。	<p>別紙 1 ◎市営交通の事故対策本部の構成</p> <table border="1"> <tr> <td>副本部長。 総務部長。</td> <td>総務班(班長;総務課長)。 総務課、安全監理課、広報広聴課、人事課、労務課。</td> </tr> <tr> <td>副本部長。 総合企画部長。</td> <td>総合企画班(班長;経営企画課長)。 経営企画課、情報システム課、ICカード推進室。</td> </tr> <tr> <td>副本部長。 財務部長。</td> <td>財務班(班長;財務課長)。 財務課、会計課、技術管理課。</td> </tr> <tr> <td>副本部長。 営業統括部長。</td> <td>営業統括班(班長;乗客誘致推進課長)。 乗客誘致推進課、営業課、資産活用課。</td> </tr> <tr> <td>副本部長。 電車部長。</td> <td>電車班(班長;運転管理者)。 運輸課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、各駅務区、各運転区。</td> </tr> <tr> <td>副本部長。 自動車部長。</td> <td>自動車班(班長;管理課長)。 管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、各営業所、橋高営業所御器所分所。</td> </tr> <tr> <td>副本部長。 施設部長。</td> <td>施設計画班(班長;施設計画課長)。 施設計画課。 工務班(班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。</td> </tr> <tr> <td>副本部長。 車両電気部長。</td> <td>電車車両班(班長;電車車両課長)。 電車車両課、藤が丘工場、名港工場、日進工場。 電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。</td> </tr> </table>	副本部長。 総務部長。	総務班(班長;総務課長)。 総務課、安全監理課、広報広聴課、人事課、労務課。	副本部長。 総合企画部長。	総合企画班(班長;経営企画課長)。 経営企画課、情報システム課、 ICカード推進室 。	副本部長。 財務部長。	財務班(班長;財務課長)。 財務課、会計課、技術管理課。	副本部長。 営業統括部長。	営業統括班(班長;乗客誘致推進課長)。 乗客誘致推進課、営業課、資産活用課。	副本部長。 電車部長。	電車班(班長;運転管理者)。 運輸課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、各駅務区、各運転区。	副本部長。 自動車部長。	自動車班(班長;管理課長)。 管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、各営業所、 橋高営業所御器所分所 。	副本部長。 施設部長。	施設計画班 (班長;施設計画課長)。 施設計画課 。 工務班 (班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所 。		営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。	副本部長。 車両電気部長。	電車車両班 (班長;電車車両課長)。 電車車両課、藤が丘工場、名港工場、日進工場。 電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。	組織改正に伴う修正
総務班(班長;総務課長)。 総務課、安全監理課、広報広聴課、人事課、労務課。	副本部長。 総務部長。																																											
総合企画班(班長;経営企画課長)。 経営企画課、情報システム課、運賃システム開発室。	副本部長。 総合企画部長。																																											
財務班(班長;財務課長)。 財務課、会計課、技術管理課。	副本部長。 財務部長。																																											
営業統括班(班長;乗客誘致推進課長)。 乗客誘致推進課、営業課、資産活用課、事業開発課。	副本部長。 営業統括部長。																																											
電車班(班長;運転管理者)。 運輸課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、各駅務区、各運転区。	副本部長。 電車部長。																																											
自動車班(班長;管理課長)。 管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、各営業所、自動車工場。	副本部長。 自動車部長。																																											
工務班(班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所。	副本部長。 施設部長。																																											
土木班(班長;土木課長)。 土木課。	工務班(班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所。																																											
営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。	営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。																																											
車両整備班(班長;電車車両課長)。 電車車両課、藤が丘工場、名港工場、日進工場。	副本部長。 車両電気部長。																																											
電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。	電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。																																											
副本部長。 総務部長。	総務班(班長;総務課長)。 総務課、安全監理課、広報広聴課、人事課、労務課。																																											
副本部長。 総合企画部長。	総合企画班(班長;経営企画課長)。 経営企画課、情報システム課、 ICカード推進室 。																																											
副本部長。 財務部長。	財務班(班長;財務課長)。 財務課、会計課、技術管理課。																																											
副本部長。 営業統括部長。	営業統括班(班長;乗客誘致推進課長)。 乗客誘致推進課、営業課、資産活用課。																																											
副本部長。 電車部長。	電車班(班長;運転管理者)。 運輸課、電車施設課、電車運転課、運転指令室、各駅務区、各運転区。																																											
副本部長。 自動車部長。	自動車班(班長;管理課長)。 管理課、自動車施設課、自動車運転課、自動車車両課、各営業所、 橋高営業所御器所分所 。																																											
副本部長。 施設部長。	施設計画班 (班長;施設計画課長)。 施設計画課 。 工務班 (班長;工務課長)。 工務課、軌道事務所 。																																											
	営繕班(班長;営繕課長)。 営繕課、施設事務所。																																											
副本部長。 車両電気部長。	電車車両班 (班長;電車車両課長)。 電車車両課、藤が丘工場、名港工場、日進工場。 電気班(班長;電気課長)。 電気課、電気事務所。																																											

連番	頁	修正前	修正後	備考
54	304	<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p> <p>略</p>	<p>別紙2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路</p> <p>略</p>	<p>組織改正に伴う 修正</p>

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
55	319	<p style="text-align: center;">第 4 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民生安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1~5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <p>注1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく貸付は行わない。</p> <p>2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。</p> <p>3 表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 6 月以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 7 略</p> <p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 金 名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利 率 (※) (年 利)</th> <th>融 資 期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)</td> <td>災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>1.5%</td> <td>設備資金 7年以内 運転資金 5年以内</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村（名古屋市においては区）以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。</p> <p style="text-align: center;">(※) 平成 24 年 4 月 1 日現在</p>	資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考	小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付	<p style="text-align: center;">第 2 章 災害復旧計画</p> <p style="text-align: center;">第 1 節 民生安定のための緊急措置</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">第 1~5 略</p> <p style="text-align: center;">第 6 生活福祉資金の貸付</p> <p>略</p> <p>注1 名古屋市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づいて災害援護資金の貸付が行われた場合は、この要綱に基づく貸付は行わない。</p> <p>2 申込みは、区社会福祉協議会に行う。</p> <p>3 表中の貸付条件は、目安であり、個別の状況により、上限額 580 万円以内、据置期間 2 年以内、償還期間 20 年以内で貸付可能。</p> <p style="text-align: center;">第 7 略</p> <p style="text-align: center;">第 8 災害復旧資金の融資</p> <p>1 略</p> <p>2 中小企業関係の融資</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>資 金 名</th> <th>資金の種類</th> <th>貸付金額</th> <th>利 率 (※) (年 利)</th> <th>融 資 期 間</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)</td> <td>災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金</td> <td>5,000万円以内</td> <td>1.5%</td> <td>設備資金 7年以内 運転資金 5年以内</td> <td>信用保証付</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村（名古屋市においては区）以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。</p> <p style="text-align: center;">(※) 平成 25 年 4 月 1 日現在</p>	資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考	小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付	<p style="text-align: center;">時点修正</p>
資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考																							
小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付																							
資 金 名	資金の種類	貸付金額	利 率 (※) (年 利)	融 資 期 間	備 考																							
小規模企業等振興 資 金 (災害復旧 資 金)	災害復旧に 必要な事業 上の設備・ 運転資金	5,000万円以内	1.5%	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内	信用保証付																							

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
56	322		<p>第9 復旧・復興事業からの暴力団排除</p> <p><u>県警察は、復旧・復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団等の動向把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。</u></p> <p>略</p>	防災基本計画の修正に伴う修正